

地域福祉の基本方針 (令和4年度)

令和4年3月

新座市

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

1 策定の趣旨

本市及び社会福祉法人新座市社会福祉協議会では、平成29年3月に「第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、『支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ』を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

第3次計画の計画期間が令和3年度で終了することから、次期計画となる「第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「第4次計画」という。）を令和3年度までに策定する予定でした。

しかしながら、本市は厳しい財政状況から令和2年10月1日に「財政非常事態宣言」を発出しており、市政運営の基本方針（令和3年度・令和4年度）において、令和3年度及び令和4年度は、「財政非常事態宣言」の解除への道筋をつけながら、早急に対応すべき課題の克服に向け、戦略的かつ集中的に市政運営を行っていくこととしています（財政非常事態宣言は、令和3年度末で解除することといたしました。）。

このような状況にあることから、第4次計画に位置付けるべき事業の実施についても見通しが立たず、計画の策定に支障を来すおそれがあること、また、地域の支え合いを基本理念とする地域福祉計画の性格上、新型コロナウイルス感染症の影響で今後の地域福祉活動の見通しが立たないまま令和3年度までに第4次計画を策定することは困難であることから、第4次計画の策定を1年先送りすることとしました。

また、令和2年に「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この基本方針は、第4次計画を策定するまでの間の暫定措置として、第3次計画の方針を引き継ぎつつ、社会環境の変化等を踏まえながら、令和4年度の地域福祉に関する基本的な姿勢や取組の方向性を明らかにするものです。

2 基本方針

(1) 包括的な支援体制の整備

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、属性を問わない包括的な支援体制の構築を整備するため、福祉総合相談を通じた個別支援等により各関係機関の連携を推進するとともに、重層的支援体制整備事業について検討を行います。

自助・互助・共助・公助の役割分担によって全ての市民の生活を支える仕組みとして、公的な制度に基づくネットワークと地域住民等による制度に基づかないネットワークの協働によって支えられる地域福祉総合支援体制の構築を目標として掲げ、地域福祉推進協議会、生活支援体制整備事業における協議体等の推進や協力体制の構築等の連携を促進します。

(2) 専門的かつ総合的な相談支援体制の強化

市役所等における専門的相談窓口については、引き続き体制の充実を進めるとともに地域福祉推進協議会等との連携を強化します。

また、各地域福祉圏域における専門的な相談窓口である高齢者相談センターや地域子育て支援センターの機能強化と連携を推進します。また、市内2か所に設置した基幹相談支援センターの機能強化と連携を推進します。

このうち高齢者支援においては、医療が必要な要介護高齢者等も在宅で生活ができるよう、医療機関と介護事業者等の関係者の連携、地域住民への在宅医療や介護に関する普及啓発を推進します。

子育て支援においては、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるための支援体制を強化するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するため、各窓口の連携による「子育て世代包括支援センター」機能の整備を推進します。

障がい者支援においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、医療的ケア児等の相談体制の整備及び地域生活支援拠点の設置の検討を行います。

生活困窮者への自立支援については、個別の支援プランを行う相談支援事業や住居確保給付金の支給等を進めるとともに、就労支援や生活困窮家庭の子どもへの学習支援など、多様な支援を推進します。

加えて、成年後見制度の利用促進に向け、相談支援体制の整備を推進するとともに、日常生活自立支援事業を推進します。

これら全世代・全対象者の包括的な相談支援体制の構築に向けた整備を進め、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 身近な地域における介護予防・認知症施策の推進

介護予防については、後期高齢者が更に増加することから、フレイル予防として、常日頃から介護予防を意識できるよう、介護予防手帳及び在宅でできる運動プログラム等の提供などの支援を行います。さらに、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、「会食ふれあい事業」など多様な居場所づくりを促進します。

認知症施策については、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーターの養成等により地域住民の認知症に対する理解を深めるとともに、街中で困っている認知症高齢者に声掛けなどの具体的な訓練ができる機会を提供します。

(4) 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進

町内会については、転入者等に対する町内会加入の促進を図るとともに、コミュニティ活動への支援を行います。

また、ノーマライゼーションや「共に生きる」等の地域福祉の理念の一層の普及を進めるため、出前講座の実施や啓発資料の作成等に努めます。

社協支部については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、会食ふれあい事業をはじめとした地域住民が交流できる事業の推進について支援を行います。

地域福祉推進協議会については、西部地区における地域福祉地区活動計画の策定を推進します。

各地区の地域福祉推進協議会がそれぞれの特徴をいかしながら、多世代、多様な方々が参加できる居場所づくりなどの活動を行えるよう、社会福祉協議会における事務局機能を強化するとともに、引き続き各地区に担当職員を配置し、情報提供や活動調整等の支援を行います。さらに、町内会、社協支部と地域福祉推進協議会が連携・協働できる環境づくりを進めます。

地域福祉推進協議会が活動する場として、公共施設等の利用がしやすくなるよう支援を行います。また、第4次計画の策定に向け、身近な地域において多様な福祉的活動を育み、他団体との情報交換や、仲間意識を育むことのできる拠点の整備について検討を行います。

(5) 社会情勢に対応した地域福祉の推進

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下における地域福祉活動の取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの社会・経済活動が縮小し、高齢者等の孤立や子どもへの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。

また、コロナ禍における実施方法を検討しながら、市及び社会福祉協議会の取組を推進します。また、このような状況であっても、ポストコロナを見据え、つながりが途切れることなく地域における福祉活動が行われるよう、コロナ禍にあっても工夫しながら活動している事例の収集及び共有を進めます。

行政のデジタル化を進めるとともに、地域福祉活動における情報技術の利用の促進を図ります。

②SDGsに対応した地域福祉活動の推進

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、子ども、高齢者、子育て家庭、障がい者など、あらゆる世代、支援を必要とする方々に向けてのものであり、地域福祉にも共通する理念であるため、本市でも、SDGsを始めとする国内外の新たな取組や視点を踏まえながら、地域福祉を推進していきます。

SDGsの17の目標のうち、「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」を始め、様々な目標を個々の事業や活動と連動させることにより、持続可能な地域福祉の仕組みづくりを目指します。

※ 「SDGs」とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。その内容は17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、発展途上国のみならず、我が国としても積極的に取り組んでいます。